

【篠栗町農業委員会議事録】

1 開催日時 令和5年3月8日（水） 13時30分

2 開催場所 篠栗町役場 3階 会議室

3 出席委員（13名）

農業委員

4番 鷹巣 礼子（会長）
10番 松田 護（副会長）
1番 井上 宗利
2番 井上 重誠
3番 平井 眞澄
5番 井上 勘次
6番 村瀬 久美子
8番 葉山 繁美
9番 三代 由美子
11番 柳池 達美
12番 合屋 義彦

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則
川内 行雄

4 欠席委員（1名）

7番 城戸 一寿

5 議事日程

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 新規就農者について
議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画について
議案第3号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針
報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について（1件）

6 農業委員会事務局職員

事務局長 松熊 大
事務局員 吉村 淳子
事務局員 東 輝和

<p>議 長</p>	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和5年3月期篠栗町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会は、7番 城戸 一寿 委員の欠席がありますが、過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>【議事録署名人の指名】</p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>9番： 三代 由美子 委員</p> <p>11番： 柳池 達美 委員 をお願いします。</p> <p>【会議書記の指名】</p> <p>また、本日の会議書記について事務局 東さんを指名いたします。</p> <p>【日程の説明】</p> <p>本日の日程についてですが、議案第1号から3号について審議し、報告第1号を受けて散会とします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第1号 新規就農者について】</p> <p>それでは、「議案第1号 新規就農者について」について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第1号 新規就農者について 説明】</p> <p>それでは、事務局より説明いたします。議案第1号については、新規就農者についてです。</p> <p>1ページをお開きください。篠栗町農業委員会新規就農申請者取扱規定</p>

	<p>第4条に「農業委員会は次に定める基準に基づいて新規就農申請者を審査し、すべての項目について適当と認めるときは、新規就農として承認するものとする。」とあります。</p> <p>今回は申請者の面接の形式をとり、その是非を判断していきたいと思えます。資料は別紙で用意しています。</p> <p>まず申請者が入室後、自己紹介をして頂き、その後、配布しています申請書の中について説明を行います。その後会長から質問を行います。ひととおりの質問が終わりましたら、委員の皆様で質問があれば挙手で質問をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第1号 新規就農者について 面接】</p> <p>皆様よろしいでしょうか</p> <p>それでは面接を行います。</p> <p>申請者は入室してください。</p> <p>【自己紹介】（※資料については事務局説明）</p> <p>【面接】</p> <p>委員の皆様からなにか質問はありませんか</p> <p>【質問】</p> <p>以上で面接を終わります。</p> <p>申請者は退出してください。</p> <p>【申請者1退出】</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは次の方の面接を行います。</p> <p>申請者は入室してください。</p> <p>【自己紹介】（※資料については事務局説明）</p> <p>【面接】</p> <p>委員の皆様からなにか質問はありませんか</p> <p>【質問】</p> <p>以上で面接を終わります。</p> <p>申請者は退出してください。</p> <p>【申請者 2 退出】</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第 1 号 新規就農者について 採決】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第 1 号について審議、採決いたします。</p> <p>まずは、みなさん一人一人からご意見をいただきたいと思います。</p>
<p>全 員</p>	<p>【 各委員より意見 】</p>
	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 1 号審議番号 1 の新規就農について賛成の方は挙手願います。</p>

	<p>【出席委員挙手多数】</p> <p>続きまして議案第1号審議番号2の新規就農について賛成の方は挙手願います。</p> <p>【出席委員挙手多数】</p> <p>出席委員賛成多数により、「議案第1号 新規就農について」は、原案のとおり承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画について】</p> <p>それでは、「議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）」について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 説明】</p> <p>それでは、事務局より説明いたします。議案第1号については、一般的な表作を目的とした篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）5件となります。</p> <p>議案書は3ページをご覧ください。</p> <p>篠栗町長より、令和5年2月25日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定は、新規3件、更新2件、合計面積 10,948 m² (1.1ha) です。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に次のような要件が規定されております。</p>

	<p>① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。</p> <p>② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。</p> <p>③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。</p> <p>④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。</p> <p>⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。</p> <p>以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画 (利用権設定) について 採決】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第 2 号について審議、採決いたします。</p> <p>議案第 2 号について何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問等なし】</p> <p>それでは議案第 2 号について採決いたします。</p> <p>議案第 2 号について賛成の方は挙手願います。</p> <p>【出席委員挙手多数】</p> <p>出席委員の賛成多数により議案第 2 号は原案のとおり決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>【議案第 3 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針 審議】</p> <p>それでは、「議案第 3 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第 3 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針 説明】</p> <p>それでは、事務局より説明いたします。令和 5 年 4 月 1 日施行の改正農業委員会法では、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、全ての農業委員会において定めなければならないこととされております。</p> <p>篠栗町農業委員会では平成 3 0 年に定めておりますが、改正農業委員会法を踏まえた修正を令和 4 年度末までに適切に行うように通知が来ております。</p> <p>これにより今回の様式に基づき改正するものです。</p> <p>【 概要説明 】</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 採決】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第 3 号について審議、採決いたします。</p> <p>議案第 3 号について何かご意見、ご質問はありませんか。</p>
<p>川内 最適化推進 委員</p>	<p>今後の農業については、多様な経営体を確保していくのか、その一方で、認定農業者といった中心的な担い手に集積していくべきなのか、なかなかわかりづらいところがあると思う。</p>

事務局	<p>たしかにその通りだと思います。現在の篠栗町の農業をしっかりと把握した上で、地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農地利用の姿を計画していく必要があります。</p>
議長	<p>それでは議案第3号について採決いたします。</p> <p>議案第3号について賛成の方は挙手願います。</p> <p>【出席委員挙手多数】</p> <p>出席委員の賛成多数により、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>【報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について】</p> <p>それでは、報告第1号について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>【報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について 報告】</p> <p>はい、それでは報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について報告します。</p> <p>議案書9ページをご覧ください。令和5年2月20日に受理したものです。</p> <p>【報告第1号 朗読】</p> <p>申請地は市街化区域ですので、農地法第5条による農地転用届出を受けたものです。都市整備課との協議等の手続きはなされていることは確認しております。</p> <p>書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告第1号について地元農業委員の井上勘次委員から、何かご意見など</p>

	<p>はありませんでしょうか。</p>
<p>5 番 (井上勘委員)</p>	<p>ここ数年前までは草刈り等の管理が行われていました。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に報告第 1 号に関し、何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【意見、質問等なし】</p> <p>報告第 1 号については許可を要しませんので、事務局の報告事項として取り扱います。</p>
<p>事務局</p>	<p>【事務連絡】</p> <p>・今後の予定について</p> <p>事務局からは以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さまから他に何か、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p>【特に意見等なし】</p> <p>それでは、これで令和 5 年 3 月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>